

憲法第九条に対する

解釈の論理の根底.....

その**論理**から申しまして、**他国が侵略**されているという**ことは、まだ国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということ、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない**

日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するのだ

「読み替え」を全否定

